

常総市告示第127号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年11月10日

常総市長 神 達 岳 志



- 1 都市計画の種類  
石下都市計画下水道（若宮戸都市下水路）
- 2 縦覧場所  
常総市都市建設部都市計画課

令和 5 年度

石下都市計画下水道の変更  
(若宮戸都市下水路)

( 常 総 市 決 定 )

常 総 市

## 石下都市計画下水道の変更（常総市決定）

石下都市計画若宮戸都市下水路を廃止する。

### 理 由

都市の健全な発展と公衆衛生の向上に寄与するとともに、鬼怒川、小貝川及び八間堀川をはじめとする公共用水域の水質保全に資するため、本案のとおり都市計画下水道を変更するものである。

